

# 北海道高等学校PTA連合会会則施行細則

## (総 則)

第 1 条 この細則は、北海道高等学校PTA連合会会則（以下「会則」という）第30条の定めに基づき、会則の施行に関し必要な事項を定める。

## (会 員)

第 2 条 北海道高等学校PTA連合会（以下「本会」という）は、会則第25条に定める支部の役員名簿並びに会則第7条に定める役員名簿を備えなければならない。

2 会則第4条に定める北海道の高等学校（中等教育学校を含む）単位PTA（以下「単P」という）は、単P会員名簿を備えなければならない。

3 会則第25条に定める支部は、前項に定める単Pの会員名簿は必要に応じこれを備えるものとし、単Pの役員及び支部役員名簿はこれを備えなければならない。

第 3 条 会則第4条第2項に定める会員の資格喪失は、単Pは当該支部に、支部は本会に報告しなければならない。

2 前項に定める報告は、北海道通信機器の利用にかかる文書管理の特例に関する規程に定める通信機器等を準用し（以下「電子メール等」という）、迅速な方法によるものとする。

第 4 条 会則第4条第1項に定める会員である単Pは毎年度5月1日現在（学校基本調査）の生徒数を当該支部及び本会に報告しなければならない。

2 前項に定める生徒数に増減が生じた場合には、各単Pはその都度前項に準じ報告するものとする。

3 前各号に定める報告は、電子メール等迅速な方法によるものとする。

## (会 費)

第 5 条 会則第5条に定める会費は、毎年度5月1日現在（学校基本調査）の在籍生徒数から「保護者がPTA未加入の生徒数」を減じた生徒数を乗じて得た金額を、会長が別に定める期日及び方法により納入しなければならない。

2 会則第5条に定める会費は、全日制課程生徒1名年額200円、定時制課程生徒1名年額100円とする。

3 会費を改定する場合は総会の承認を得るものとする。

## (役 員)

第 6 条 会則第7条第1項第2号に定める副会長のうち1名は、北海道高等学校長協会（以下「校長協会」という）の会長とする。

2 会則第9条に定める理事の数等は、同条定めのある支部長の他、校長協会7名、北海道高等学校教頭・副校長1名、北海道公立学校事務長1名とする。

3 本会の単P会員が全国高等学校PTA連合会の委員として就任の場合、特に全国高等学校PTA連合会出向枠として理事とすることができる。

4 北海道高等学校PTA連合会大会主管支部の事務局長等を全道大会主管支部枠として理事とすることができる。

5 北海道高等学校PTA連合会石狩支部選出理事は支部長を含め2名とする。

6 その他、理事会で特に必要と認めた支部から選出された理事とする。

第 7 条 会則第9条に定める「支部長以外の支部役員」とは、会則第26条第2項で定める役員をいう。

## (選考委員会)

第 8 条 会則第8条に定める役員候補の推薦にあたっては、理事会の中に選考委員会を設置し、役員候補を選考するものとする。

2 前項に定める選考委員会の委員は、会長が委嘱するものとする。

3 選考委員会に選考委員長をおくものとし、委員の互選により選任する。

4 選考委員会の選考結果を委員長は理事会に報告しなければならない。

第 9 条 理事会は、前条第 4 項の報告に基づき総会への推薦を行わなければならない。

第 10 条 会則第 8 条ただし書きの定めに基づき、欠員となった役員の補充についても、必要に応じ会則第 8 条を適用する。

2 会則第 8 条ただし書きの定めにより、役員の欠員補充をした場合には、これを会員に周知しなければならない。

3 前項に定める会員への周知は、電子メール等迅速な方法によるものとする。

(役員職務)

第 11 条 会則第 10 条第 1 項第 2 号に定める順位は、本細則第 6 条第 1 項に定める副会長を除いて指名し、会長はこれを理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第 12 条 顧問が会則第 12 条第 4 項の定めに基づき、「出席することができる」とは、会長又は理事会の要請があった場合で、顧問は総会・理事会において、求めに応じ意見等を述べるができるが、議決権等は一切有しないものとする。

(事務局)

第 13 条 会則第 13 条第 2 項に定める職員の服務は、北海道高等学校 P T A 連合会事務局職員就業規程に定める。

第 14 条 職員の定年は、北海道高等学校 P T A 連合会事務局職員就業規程に定める。

第 15 条 会則第 13 条に定める事務局の事務処理等については、北海道高等学校 P T A 連合会会計事務処理規程に定める。

第 16 条 事務局長が専決することのできる事務は次のとおりとする。

(1) 職員の事務分掌に関すること。

(2) 職員の有給休暇・有給欠勤・年次有給休暇等に関すること。

(3) 所掌事務にかかる軽易または定例的な照会・回答・通知・報告・申請等に関すること。

(4) 1 件 5 万円未満の支出負担行為を行うこと。ただし、一般管理費にかかるものについては、1 件 30 万円未満の支出負担行為を行うこと。

(5) 物品等の取得・処分・記録管理に関すること。

(6) 収入に関する事務を行うこと。

(7) 所掌事務にかかる職員の諸証明書を交付すること。

(8) 保存年限の過ぎた文書等の廃棄を行うこと。

2 前項の定めにかかわらず、会長の指示のあった事項は専決することができない。

3 事務局次長は、事務局長不在のとき、次号に定める事務局長の事務を代決することができる。

(1) 第 1 項第 2 号・第 3 号・第 5 号・第 7 号・第 8 号に定める事務。

(2) 前号の定めにかかわらず、会長の指示のあった事項は代決することができない。

(3) 代決した事務については、速やかに事務局長の後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ承認を得た事項又は軽易な事項についてはこの限りでない。

4 事務局長に事故あるとき、事務局次長は会長の指示を受け、第 16 条の事務局長の専決できる事務を行うことができる。

(1) 前項の定めにかかわらず、会長の指示のあった事項は代決することができない。

(2) 代決した事務については、事務局長の復帰後速やかに後閲を受けなければならない。なお、決算時までに復帰が果たせない場合は会長に後閲を受けなければならない。

第 17 条 事務局での情報伝達の方法は、電子メール等迅速な方法によるものとする。

2 事務局作成文書及び送着文書等の保管は、北海道電子情報管理規程に定める電子媒体（以下「電子ファイル」という）によることができる。

(議決機関)

第 18 条 会則第 15 条第 3 項に定める代理人とは、総会を構成する代議員は同条第 4 項に定める代議員に、理事会を構成する理事は会則第 9 条に定める理事に委任するものとする。

2 会則第15条第3項に定める「適法な委任状」とは、委任者が別記第1号様式に受任者等必要事項を全て記載したものをいい、総会又は理事会（以下「総会等」という）の議決権数（定足数）の確認までされれば有効である。

3 総会等に出席できない代議員等が、議決権を行使すべき代理人を特定しないいわゆる白紙委任状は、総会等の開催、議案の提出、議決権の確認その他総会等に関して全般の責任を持つ会長に代理人の選任を委任したものであって、会長又は議長に議決権の行使を委任したものとはならないので、代理人の氏名が記入されていないものは、代理権限を証する書面としての効力はないものとする。

4 受任者なるものを議長とした場合にあっては、議長はそもそも総会等の議決に加わる権利を有しないので、権利のない議長に権利の行使を委任することはあり得ないので、代理権限を証する書面としての効力はないものとする。

5 総会等における委任状は出席者1人につき、2人までの委任を受けることができる。ただし、代理人が代理できる数を超えた部分の委任状はこれを無効とし、出席者にも参入されないものとする。

6 総会の代議員、理事会の理事が、会則第15条第3項に定める「やむを得ない事由により出席できない場合」に、当該支部長が会則第26条第2項に定める支部役員を代理として指名した場合は、当該役員に全ての権限が移譲されたものとして、それぞれ総会代議員、理事会理事として扱う。

7 前項に定める場合にあっては、会則第15条第3項に定める委任状はこれを適用しないものとする。

第19条 会則第15条第4項に定める代議員の数は、次により算定し毎年度理事会においてこれを定めるものとする。

(1) 会則第25条に定める支部を組織する単Pの数が10以下は2名とし、10を超える毎に1名を加算する。

(2) 前号により算出した代議員には支部長校の校長を含まなければならない。

(総 会)

第20条 定期総会は、毎年度6月末までに招集しなければならない。

2 会則第16条第1項で定める総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

3 会則第16条第2項で定める臨時総会は、同条第3項第3号及び第5号の場合とする。

第21条 会則第16条第4項に定める困難な場合とは、会則第16条第3項第5号に定める重要事項で緊急を要する場合を原則とする。ただし、定期総会を理事会に代えるときは、会則第16条第3項の他の号を審議の対象とすることができる。

2 会則第16条第4項に定める会員への周知は、電子メール等迅速な方法によるものとする。

第22条 会則第17条第2項の適用は、理事会において必要と認めた場合とする。

2 会則第17条で定める議事録は、同条第2項で定める以外は、これを電子ファイルで記録保管することができる。

(理 事 会)

第23条 会則第18条に定める理事会を招集するには、その会議の日時、場所及びその他の事項をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの手続きを省略することができる。

第24条 会則第20条に定める議事録は、同条第2項に定める以外は、これを電子ファイルで記録保管することができる。

(常任理事会)

第25条 会則第21条に定める常任理事会は、その処理事項等を理事会に報告しなければならない。

2 常任理事会の処理事項を電子ファイルで記録保管することができる。

1 会則第21条第2項に定める常任理事会の構成に、会長が必要と認め、北海道高等学校教頭・副校長会及び北海道公立学校事務長会の会長が理事として選任されたときは、常任理事とすることができる。

(正副会長会議)

第26条 会則第22条で定める正副会長会議には必要に応じて、オブザーバーを出席させることができる。

(委員会)

第27条 会則第23条に定める各委員会の行う業務等は概ね次による。

1 健全育成委員会

- (1) 高校生の健全育成に関する事
- (2) 高校生の安全に関する事
- (3) 家庭教育や教育環境に関する事
- (4) 健全育成や安全に関する調査研究に関する事
- (5) 健全育成や安全に関する関係団体との連携・協力に関する事

2 研修委員会

- (1) 高P連北海道大会の企画・運営等に関する事
- (2) 高P連全国大会への参加に関する事
- (3) P T A会員の資質能力の向上に関する事
- (4) 研修に関する調査研究に関する事
- (5) 研修に関する関係団体との連携・協力に関する事

3 進路対策委員会

- (1) 高校生の進学・就職等の進路対策に関する事
- (2) キャリア教育の推進・協力に関する事
- (3) 高校生の進路に関する調査研究に関する事
- (4) 高校生の進路に関する関係団体との連携・協力に関する事

4 調査広報委員会

- (1) 会報の発行に関する事
- (2) ホームページに関する事
- (3) 他の委員会の所掌にない事項の調査研究に関する事
- (4) 広報に関する関係団体との連携・協力に関する事

第28条 会則第23条第2項に定める委員長の他に、委員の互選により副委員長1名を選任する。

- 2 委員会の招集は、会長の承認を得て委員長が招集する。
- 3 会長が必要と認めた場合に、学識経験者を招聘し意見を聴取することができる。
- 4 委員長は必要に応じ、委員会の経過及び結果等を記録しなければならない。
- 5 前項に定める記録は、電子ファイルにより記録保管することができる。

第29条 各委員会委員長は、委員会の経過及び結果を常任理事会及び理事会へ報告しなければならない。

- 2 各委員会委員長は、理事会の求めに応じて総会で報告することができる。

(特別委員会)

第30条 会則第24条に定める特別委員会には、委員の互選により副委員長1名を選任する。

- 2 委員会の招集は、会長の承認を得て委員長が招集する。
- 3 委員長は委員会の経過及び結果について、常任理事会及び理事会に報告するとともに、電子ファイルにより記録保管することができる。
- 4 委員長は、理事会の求めに応じて総会で報告することができる。

(支部組織)

第31条 会則第15条第4項に定める代議員については、選出された代議員の必要事項をあらかじめ本会に報告しなければならない。

- 2 会則第26条第2項の定めにより選出された役員及び同条第3項に定める支部規約等を制定または改正をしたときは、支部長は本会に報告しなければならない。

(教育懇談会)

第32条 会則第7条、第12条に定める役員、顧問及び事務局員等関係者の情報交換の場として、理事会開催等にあわせて教育懇談会を開催することができる。

(会 計)

第33条 会則第3条に定める事業は、それを執行する役員等の旅行に要する費用支出も含め、会則、会則施行細則等本会の定め範囲内とし、正副会長会議の合意を必要とする。ただし、その扱いは次のとおりとする。

2 役員等の範囲は、会則第7条、第12条及び本会に設置された各委員会委員、その他必要と認められる者とする。

3 旅行に要する費用は次の区分により計算する。

- (1) 日帰り旅行は原則として居住地より片道2kmを超える地域に旅行し、宿泊を必要としないもの。
- (2) 宿泊を伴う旅行とは、原則として居住地より片道200km以上の地域に旅行し、宿泊を必要とするもの。

4 費用とは、次の各号のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 日 当
- (3) 宿泊費

5 交通費は、路程に応じた旅客運賃等の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とし、支給基準は次のとおりとする。

(1) 鉄道賃(地下鉄、モノレール、路面電車を含む)は、普通運賃及び特別急行料金、座席指定料金とし、特別急行料金及び座席指定料金は運行路線片道50km以上乗車する場合に支給する。ただし、北海道内における旅行にあつては、S切符、R切符等割引切符料金を適用する。

(2) 船賃の額は旅客運賃、寝台料金、座席指定料金とし、運賃区分が3区分の場合は中級運賃、2区分の場合は下級運賃とする。

(3) 航空賃は旅行する路線の正規運賃とする。

(4) 車賃は、路程に応じた実費額とする。

(5) 自動車を利用した出張は原則として認めない。事情により自動車による出張を行わざるを得ない場合には、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

自動車を利用した場合の車賃の額は、1kmにつき37円とし、全路程を通算した距離に1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。また、駐車料、有料道路通行料及びレンタカー使用料はそれを証明するものを提出した場合に限り支給する。

6 日当は、行程50km以上100km未満は1,550円、100km以上は1日につき、3,100円を支給する。

7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、千葉市、さいたま市、川崎市、相模原市、堺市、広島市、福岡市に旅行した場合は1夜につき15,600円、その他の地域にあつては1夜につき11,800円を支給する。ただし、公的宿泊施設利用及び宿泊費を負担しない場合は調整することとする。

8 旅行の経路及び利用交通機関等は、経済性を重視して選ぶことを原則とするが、災害の発生その他特別の事情と会長が認めた場合は支給することができる。

9 役員等が事業執行の旅行中に傷病にかかり、滞在が必要となり、家族が看護のために滞在地に旅行する場合は、交通費、宿泊費の実費を支給することがある。

10 出張中死亡した場合で、遺族が死亡地に旅行する場合は前条を適用する。

第34条 事務局職員の出張旅費については、北海道高等学校PTA連合会事務局職員就業規程による。

第35条 会則第28条第2項に定める暫定予算は、北海道高等学校PTA連合会会計事務処理規程に定める。

第36条 本会の事業遂行にかかる予算科目は、北海道高等学校PTA連合会会計事務処理規程に定める。

第37条 本会の経理にかかる備え付け帳簿等は、北海道高等学校PTA連合会会計事務処理規程に定める。

(慶 弔)

第38条 本会の慶弔は次の基準により行うものとする。

2 本会の弔意は香典及び供花をもって行う。

- (1) 会員たる単位PTAの会長及び校長の死亡 …… 10,000円及び供花
- (2) 本会役員(会長、副会長、監事、理事)並びに事務局職員の死亡 …… 10,000円及び供花
- (3) 本会の運営及び発展に特に功労のあった者が死亡し会長が決定した場合 …… 10,000円及び供花

3 本会の慶事は必要に応じて会長が決定する。

(補 則)

第39条 会則第30条第2項、会則第31条第2項に定める理事会の議決は、会則の改正等と同様に理事会の4分の3以上の決議を必要とする。

第40条 会則第32条に定める会員への周知の方法は、電子メール等迅速な方法による。

附 則 (平成17年6月22日議決)

1 この細則は、平成17年6月22日制定し、同日から施行する。

附 則 (平成18年7月20日議決)

1 この細則は、平成18年7月20日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成19年2月15日議決)

1 この細則は、平成19年2月15日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

2 別記第2号様式を削除する。

附 則 (平成20年5月20日議決)

1 この細則は、平成20年5月20日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成21年7月21日議決)

1 この細則は、平成21年7月21日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成24年7月29日議決)

1 この細則は、平成24年7月29日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成25年2月16日議決)

1 この細則は、平成25年2月16日一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月15日議決)

1 この細則は、平成26年2月15日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成26年6月14日議決)

1 この細則は、平成26年6月14日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成27年2月21日議決)

1 この細則は、平成27年2月21日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成27年5月16日議決)

1 この細則は、平成27年5月16日一部改正し、平成27年5月17日から施行する。

附 則 (平成27年6月13日議決)

1 この細則は、平成27年6月13日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成28年2月13日議決)

1 この細則は、平成28年2月13日一部(第2条、第6条、第7条及び第25条)改正し、同日から施行する。

2 この細則は、平成28年2月13日一部(第33条)改正し、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月13日議決)

1 この細則は、平成29年5月13日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成29年7月22日議決)

1 この細則は、平成29年7月22日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (平成30年5月19日議決)

1 この細則は、平成30年5月19日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (令和2年6月20日議決)

1 この細則は、令和2年6月20日一部改正し、同日から施行する。

附 則 (令和7年5月17日議決)

1 この細則は、令和7年5月17日一部改正し、同日から施行する。

別記第1号様式

委 任 状			
		令和	年
		月	日
北海道高等学校PTA連合会会長 様			
		委任者 氏 名	Ⓜ
		支部名	支部
		学校名	
私は	支部	高等学校	を代理人と定め次の権限を委任します。
記			
令和	年	月	日開催の北海道高等学校PTA連合会
		に出席し、議決権を行使する	
一切の権限			

(A4縦型とする。)

委任者の自筆により記入のこと。代理人及び出席する会議の名称を記入すること。